

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件（東京簡易裁判所 平成28年（ハ）第21859号）

2 当事者

原告 元中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成28年（2016年）5月30日 東京簡易裁判所に訴えの提起

4 事案の概要

本件は、被告が、中野区において生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていた原告に対し平成25年度、平成26年度及び平成27年度における入浴券相当分の支払を怠り、原告の健康衛生に支障を与えた、また原告が転居を希望したにもかかわらず転居費用の支払を拒んだなどと主張して、金482,800円の損害賠償金の支払を求めたものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対し、482,800円を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

ウ 仮執行宣言

との判決を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

被告は、平成25年度、平成26年度及び平成27年度の入浴券相当分の支払を怠り、原告の健康衛生に支障を与えた。また、原告に対して転居費用の支払を拒むことなどは、違法な行為である。